

## 「PTA 規約改正」について

平素は PTA 活動にご理解ご協力頂きありがとうございます。

令和 5 年度 PTA 企画会議の 1 年を通し様々な観点で PTA の運営を見なおしてきました。

会員の負担軽減を図るため、役員数見直しについて検討を実施、少子化の時代の流れに伴い地区役の選出数や地区の統廃合等の議論を進めてまいりました。

その過程において規約への影響を確認していたところ、実際の活動内容との不整合や本来規定されるべきことが規約に定まっていないなど、現在の規約自体に不具合が散見されました。

以上を踏まえ、規約についても不具合を見直した結果、運営の実態にそくした組織運営と活動を条文に落とし込み、反映させた内容としています。

### ① 役員数、選出方法の変更（第 5 章 役員 第 6 条・第 8 条-1・-2）

これまで副会長数が 4 名となっておりますが 3 名へ減数。地区役の選出につきましては、現行児童数に対して行って参りましたが、それでは地区によっては偏りが発生しておりました。今後は世帯数へ変更致します。一地区内における負担軽減の観点より実施します。

合併を行うブロック・・・A ブロック内（高田・生田・山田・高家）を合併にて一地区とみなす。

・・・C ブロック内（文殊ヶ丘・新町）を合併にて一地区とみなす。

### ② 総会審議を「書面」に変更（第 7 章 総会 第 11 条）

これまでの PTA は、総会を一般的な対面形式で行ってきましたが、出席は本部役員やごく一部の関係者からしかなく、大半は委任状による一任で審議が決する状態が定常化していました。このように意見や質問が出ない想定で駆け抜けるように終わる形式的な総会は、あまり意味がありません。一方で、コロナ禍による臨時措置として実施した書面総会は、運営が効率的な上に、議案ごとに会員からの意志表明と意見を集められる可能性が高いことがわかりました。よって総会審議は、書面にて WEB を利用し行う方式を基本とし、必要に応じて対面での総会が開催します。総会にかかる運営軽減の観点より変更します。

どうぞご理解ご協力よろしく申し上げます。